

II 消費者物価指数2015年基準改定の概要

1 基準改定の趣旨と統計基準

消費者物価指数では、消費者物価の測定精度の維持向上と物価指数の有用性の確保の観点から、一定の周期で指数の基準年次を更新する「基準改定」を行い、採用する品目やウエイトなどを見直し、公表する系列の拡充などを行っている。

消費者物価指数は、1955年以降、5年ごとに基準改定を行っている。また、統計法に基づく統計基準として「指数の基準時に関する統計基準（平成22年総務省告示第112号）」（「Ⅷ 3 指数の基準時に関する統計基準」参照。以下「統計基準」という。）が設定されていることから、消費者物価指数はこの統計基準に従って、2015年への基準改定を行う。

2 指数の基準時の更新

「指数の基準時は、五年ごとに更新するものとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。」とする統計基準に従って、指数の基準時（指数を100とする年次）を2010年から2015年に更新する。

なお、各指数系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指数の接続を行う。ただし、前月比、前年同月比、前年比などの変化率については、過去の各基準において公表した値とし、接続した指数による再計算は行わない。

3 ウエイトの更新

「ウエイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウエイトにより算出するものとする。」とする統計基準に従って、固定基準方式の指数の計算に用いるウエイトについては、家計調査の結果等を用いて、更新する指数の基準年次と同じ2015年の年平均1か月間1世帯当たり品目別消費支出金額を基に作成する。ここで世帯の属性は（総世帯の指数を除き）世帯員が2人以上の世帯とする。

なお、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）は、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、家計調査による2015年の品目別消費支出金額のほか、2014年及び2015年の月別購入数量を用いて月別に品目別ウエイトを作成する（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウエイトについては毎月一定）。また、家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、2014年全消の「個人消費支出」の結果を用いて他の品目に配分する。さらに、持家の帰属家賃のウエイトについても、同調査の「持家の帰属家賃」を基に作成する。

連鎖基準方式の指数の計算に用いるウエイトは、前年の家計調査の結果等を用いて毎年更新する。

4 品目の改定

消費者物価指数の作成に用いる品目は、物価変動の測定精度向上を図る観点から、家計消費支出における重要度等を踏まえ、追加及び廃止等を行っている。

追加及び廃止は以下を基準としている。

<追加品目の選定基準>

以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- ① 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③ 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

<廃止品目の選定基準>

以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。

- ① 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
- ② その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目
- ③ 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目
なお、上記の②については、品目の統合を行う場合がある。

2015年基準改定では、33品目を追加、32品目を廃止、8品目を4品目に統合することにより、新基準の指数の作成に用いる品目数は585品目となる。2015年基準において改定する品目は別表1のとおりである。

また、指数の採用品目とそれらのウエイトや調査銘柄をより適切に対応させる等の観点から、一部の品目において品目の概念範囲の拡充等を行い、これに伴って品目名称の変更を行う。例えば、2010年基準の「音楽ダウンロード料」は、2015年基準ではその品目の内容を音楽配信に加えて動画配信、携帯用ソフト配信（アプリ）及び電子書籍まで含むものとし、品目の名称を「ウェブコンテンツ利用料」に変更する。このほか、常用漢字表の改定に対応した変更や、家計調査の収支項目分類の表記を参考にした見直しなども併せて行う。2015年基準において名称の変更を行う主な品目は別表2のとおりである。

5 モデル式の改定

「航空運賃」や「電気代」、「通信料（携帯電話）」など一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件により異なっている。これらの品目については、価格変動を適切に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を作成し、月々の価格指数を算出している。その際に価格を合成するための比率等については、各種の統計、業界団体等がまとめた情報、個別の企業から提供いただいた情報なども用いている。

2015年基準においてこれらのモデル式を用いる品目（モデル品目）は、2010年基準の74品目から、10品目をモデル品目から除外、2品目を1品目に統合し、11品目を追加して74品目とする。

2015年基準改定では、モデル式の加重平均に用いるウエイトの更新、採用する価格及びモデルケースの見直しなど、精度の維持向上に必要な改定を行うほか、新たに追加するモデル品目のモデル式を設定する。

6 公表系列の充実等

消費者物価指数では、物価指数の有用性を確保する観点から、基準改定において公表系列の拡充等を行っている。

世帯属性別の指数は、我が国における人口構造の変化を踏まえ、2010年基準から世帯主が60歳以上の無職世帯の指数の公表を開始したが、2015年基準では、これに加えて新たに世帯主が65歳以上の無職世帯の指数について作成・公表を開始する。

また、最近では国内外において連鎖基準方式の指数の利用が拡大していることから、2015年基準では、連鎖基準方式の指数について、新たに生鮮食品を含む総合等の月次指数の作成・公表を開始するとともに、連鎖基準方式における各類及び品目の寄与度の算出・公表を開始し、参考指数として連鎖基準方式の指数の充実を図る。

このほか、消費者物価指数の利用者の利用環境を向上させるため、参考値として小数第3位までの指数を開示する。

なお、利用状況等を踏まえて、基本分類及び財・サービス分類における半期の指数、世帯主の職業別の指数、中間年バスケット方式による消費者物価指数の公表は、2015年基準からは行わないこととする。ただし、これらの指数についても、今後とも、物価指数の精度検証等のための分析研究は引き続き行う。

7 指数作成上の基本方針

(1) 調査銘柄の常時見直し

価格を調査する財及びサービスについては、同質性及び価格変動の代表性を確保する観点から、各々の品目において購入割合の高い売れ筋の商品の機能、規格、容量、仕様等の特性（銘柄）を規定している。しかし、企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わることから、これに対応して調査銘柄を常時見直し、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適時適切に行う。

(2) 品質調整の適切な実施

価格変動の計測では品質一定を条件とすることから、銘柄改正に伴う品質変化の影響を除去するため、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法及び直接比較のうち、各々の品目の銘柄改正において最適な手法を選択し、品質調整を適切に実施する。

(3) POS情報・インターネット情報の活用

POS情報*をヘドニック法等による指数の作成あるいは銘柄改正時の品質調整及び銘柄管理に活用する。また、指数を作成する際に必要となる通信販売価格の情報や全国統一的な価格の情報などのインターネット情報も活用する。

*POS情報：民間の販売時点情報管理システム（Point of Sales system）において収集された情報

(4) モデル式の随時見直し

モデル式により指数を作成している品目においては、新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を指数により的確に反映できるよう、随時、各々

の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行う。

(5) 品目の中間年における見直し

指数の採用品目については、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財及びサービスについて、これらを指数に迅速に反映させるため、次回の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行う。

2015年基準において追加及び廃止等を行う品目

○追加品目（33品目）・廃止品目（32品目）

10大費目	追加品目	廃止品目
食料	しらぬひ(*1) つゆ【めんつゆ】 ロールケーキ すし（弁当）B(*2)【いなりずし】 弁当B(*3)【からあげ弁当】 調理ピザパイ 焼豚 コーヒー飲料B(*4) 【コンビニエンスストアにおけるセルフ式】 豆乳 日本そば（外食） しょうが焼き定食（外食） コーヒー（外食）B(*5) 【喫茶店（セルフサービス店）におけるコーヒー代】 やきとり（外食）	かれい レバー あずき レモン いよかん 親子どんぶり お子様ランチ
住居	カーポート 外壁塗装費 駐車場工事費 壁紙張替費	塗料 錠 左官手間代 板ガラス取替費 ルームエアコン取付け料
家具・家事用品	空気清浄機 水筒 物干し用ハンガー 浄化槽清掃代	電気ポット 電気アイロン 電気カーペット コーヒーわん皿 ガラスコップ ワイングラス ビニールホース 浄水器 し尿処理手数料
保健医療	健康保持用摂取品B(*6)【青汁】 マスク 補聴器 サポーター	ヘルスマーター 体温計
交通・通信	自転車B(*7)【電動アシスト自転車】 ロードサービス料	自動車ワックス ETC車載器

10大費目	追加品目	廃止品目
教養娯楽	はさみ 競技用靴 ペットトイレ用品 鉢植え	マーキングペン OA用紙 セロハン粘着テープ 筆入れ 植木鉢 テニスコート使用料 競馬場入場料
諸雑費	化粧水A(*8) 【カウンセリング化粧品】 警備料	

- (*1) 「しらぬひ」とは、柑(かん)きつ類の一種。
 (*2) これまで調査していた「にぎりずし」を「すし(弁当)A」とし、新たに「いなりずし」を追加。
 (*3) これまで調査していた「幕の内弁当」を「弁当A」とし、新たに「からあげ弁当」を追加。
 (*4) これまで調査していた「コーヒー飲料(ペットボトル入り)」を「コーヒー飲料A」とし、新たに「コーヒー飲料(コンビニエンスストアにおけるセルフ式)」を追加。
 (*5) これまで調査していた「喫茶店(セルフサービス店及びコーヒースタンドを除く)におけるコーヒー代」を「コーヒー(外食)A」とし、新たに「喫茶店(セルフサービス店)におけるコーヒー代」を追加。
 (*6) これまで調査していた「マルチビタミン」を「健康保持用摂取品A」とし、新たに「青汁」を追加。
 (*7) これまで調査していた「シティ車」を「自転車A」とし、新たに「電動アシスト自転車」を追加。
 (*8) これまで調査していた「化粧水(セルフ化粧品)」を「化粧水B」とし、新たに「化粧水(カウンセリング化粧品)」を追加。

○統合品目(8品目→4品目)

10大費目	2010年基準	2015年基準
食料	乳酸菌飲料A	乳酸菌飲料
	乳酸菌飲料B	
	学校給食(小学校低)	学校給食(小学校)
	学校給食(小学校高)	
交通・通信	小型乗用車A	小型乗用車A
	小型乗用車B	
諸雑費	印鑑証明手数料	行政証明書手数料
	戸籍抄本手数料	

○調査地域変更品目(1品目)

10大費目	品目	2010年基準	2015年基準
食料	にがうり	沖縄県のみ	全国

2015年基準において名称の変更を行う主な品目

10大費目	2010年基準	2015年基準
食料	即席めん	カップ麺
	生中華めん	中華麺
	スイートコーン缶詰	野菜缶詰
	液体調味料	たれ
	中華合わせ調味料	合わせ調味料
	フライ	豚カツ定食(外食)
住居	板材	修繕材料
	畳表取替費	畳替え代
	火災保険料	火災・地震保険料
家具・家事用品	置時計	室内時計
	飯茶わん	茶わん
	たわし	スポンジたわし
	電球・蛍光ランプ	電球・ランプ
保健医療	感冒薬	総合かぜ薬
	サプリメント	健康保持用摂取品A
	浴用剤	入浴剤
教養娯楽	乾電池	電池
	月謝(英会話)	講習料(英会話)
	月謝(書道)	講習料(書道)
	月謝(音楽)	講習料(音楽)
	月謝(ダンス)	講習料(ダンス)
	月謝(水泳)	講習料(水泳)
	月謝(料理)	講習料(料理)
	音楽ダウンロード料	ウェブコンテンツ利用料
諸雑費	ヘアートニック	養毛剤
	ヘアカラー	ヘアカラーリング剤
	男子洋傘	傘

上記のほかに、

- a) 常用漢字表の改定に対応したもの
 - b) 品目を「A」又は「B」で区分しているもの
 - c) 調査対象を国産品と輸入品で分けているもの
 - d) 外食の品目に「(外食)」などを追記したもの
 - e) 被服の品目などで家計調査の収支項目分類の表記を参照したもの
- などについて品目名称の見直しを行う。